

ネットワーク・きゅうしゅう Network Kyushu

2012,9,25

第43号

CONTACTADDRESS:c/oMinoshimaPastralCenter

2-5-31,Minoshima,Hakata-ku,Fukuoka#812-0017

発行:移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

連絡先:〒812-0017 福岡市博多区美野島 2-5-31 美野島司牧センター
内

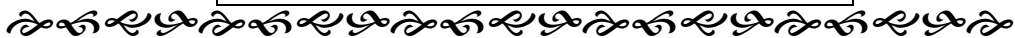
TEL : 090-8838-8595 FAX :093-293-3516 岩本

E-Mail : BRB05210@nifty.ne.jp 岩本

ホームページアドレス:<http://www.nw-kyushu.sakura.ne.jp/>

ホームページのアドレスが変わりました。

郵便振替:01750-4-46468 口座名:九州ネット



CONTENTS 目次 もくじ CONTENIDO

- 福岡入国管理局との意見交換会の報告 P 2
- 九州ネットワーク、総会の報告 P 12
- 2011 年度、会計報告 P 16
- 2012 年度、予算 P 17
- 「かたらんね、しゃべらんね」の報告 P 18
- 総会参加者のアンケート P 22

福岡入国管理局への質問と回答の報告

今年度も福岡入国管理局との意見交換会を3月7日に行いました。未回答の項目もありますが、事前に準備し、質問を提出して回答を求めたものの報告です。

皆さんの活動の参考になれば幸いです。

I、入管業務に関する質問

1、出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数や認定件数

① 出国命令制度により出国した外国人は、2011 年中 何人いますか。

『**昨年の回答**』 2009 年 29 名 2010 年 37 名

『**今年の回答**』 2011 年 43 名

② 在留資格取消がなされた外国人は、2011 年中は何人いますか。

『**昨年の回答**』 2010 年 8 名

『**今年の回答**』 2011 年 7 名

③ 難民認定申請件数及び難民認定件数は、2011 年中は何件ありましたか。

『**昨年の回答**』 2010 年 認定申請件数 8 件 認定件数 1 件

『**今年の回答**』 2011 年 認定申請件数 4 件 認定件数 2 件

2、個人識別情報の提供義務化

① 上陸審査時における外国人の指紋や顔写真など、個人識別情報の提供義務化が 2007 年 11 月 20 日から施行されるようになりました。個人識別情報提供義務化により 2010 年、2011 年中に福岡入管管内で上陸を拒否された者、退去を命ぜられた者、退去強制の手続をとった者の人数をお答え下さい。

『**昨年の回答**』 全国ベース 2009 年 11 月 20 日～2010 年 12 月 31 日まで、個人識別情報提供義務化により上陸を拒否された者 2412 名、退去強制の手続を取った者 140 名、2010 年は集計中

『**今年の回答**』 2010 年個人識別情報提供事務化により上陸を拒否された者 727 名、退去強制の手続きを取った者 38 名、2011 年は集計中

② 2010 年、2011 年中に福岡入管管内で免除対象者でないにもかかわらず、個人識別情報の提供を拒否して退去強制を命じられた外国人の数は何人ですか。

『**昨年の回答**』 2010 年は集計中

『**今年の回答**』 2010 年 1 人(全国)地方入国管理局管内の統計データは公表しない
2011 年集計中 地方入国管理局管内の統計データは公表しない

3、外国人登録及び外国人労働者届出義務化と入管による摘発

在留資格のない外国人が、市町村の窓口で外国人登録を行った場合、市町村から入管に必ず報告がなされますが、外国人登録の情報をもとに入管が摘発したケースは、2011 年中に何件ありましたか、また、入管単独の場合と警察と合同しての摘発の場合の件数を明らかにしてください。

『昨年の回答』 2010年 0件

『今年の回答』 2011年 該当者なし

4、行政訴訟、裁決の見直しについて

在留特別許可を認めない裁決を行い、退去強制令書が発付された事例のなかで、入管側が裁判で敗訴しその判決が確定して在留特別許可を付与した事例、裁判中に和解、あるいは訴訟の取り下げにより在留特別許可を付与した事例、裁判以外に、それぞれ福岡入管の2011年の事例で何件ありましたか。

『昨年の回答』 2010年 0件

『今年の回答』 2011年 0件

5、E-メール通報制度による摘発

法務省は2004年2月よりE-メールによる通報制度をおこなっていますが、このE-メール通報制度により、通報の対象者が福岡入管内在住の場合に連絡を受けて摘発をしたケースは、2011年中何件ありましたか。

『昨年の回答』 2010年 0件

『今年の回答』 2011年 該当者なし

6、人身売買の被害者の保護について

人身取引(トラフィッキング)の外国籍の被害者が入管難民認定法違反者で退去強制対象者の場合にも、在留特別許可を付与し、被害者保護として特別な配慮するとしています。福岡入国管理局は、人身売買の被害者の保護として、入管難民認定法の運用においてどのような配慮がおこなわれてきたかを知りたく以下の質問をします。

① 2011年の「興行」の在留資格者の退去強制者数を教えてください。

『昨年の回答』 2010年 6名

『今年の回答』 2011年 0名

② 2010年、2011年に人身売買被害者として保護された外国人は、全国および福岡入管内でそれぞれ何名いましたか。国籍別の内訳も教えてください。

『昨年の回答』 2009年 全国ベース 20名 福岡管内 0名 タイ8名 フィリピン 10名 中国・香港 1名 中国 1名

2010年は集計中

『今年の回答』 2010年 全国ベース 29名 福岡管内 6名 タイ 1名 フィリピン 26名 中国 1名 韓国 1名

2011年 全国ベース 21名 タイ 8名 フィリピン 13名 福岡管内 1名

③ 2010年、2011年に福岡入管管内で人身取引被害者の疑いがあり調査した件数と、その国籍の内訳を教えてください。

また、調査したものの、被害者ではないと判断した場合の理由は何でしたか。

『今年の回答』 2011年 1件被害者とし

て調査した。被害者でないと判断したものは
いない。※国籍の開示はなし

- ④ 2010年、2011年に入管により保護された人身売買被害者のうち、在留特別許可により在留資格を得られた人数と、そのうち長期の滞在や定住を可能とする在留資格の取得が認められた人数は何名いましたか。

『**昨年の回答**』 2009年 11名（タイ6名 フィリピン4名 中国1名） 2010年は集計中

『**今年の回答**』 2010年 6名 在留資格別の内訳は公表していない

2011年 15名 在留資格別の内訳は公表していない

7、2010年7月1日から施行されている新しい技能実習生制度について

- ① 2010年7月1日から2010年12月末日までの期間中と、2011年中に、新規に来日した技能実習生(1号イ、1号ロ)は、全国で何人いますか。また、2009年同期間中及び2009年中の新規に来日した「研修生」と比べてどのぐらい増減していますか。

『**昨年の回答**』 2010年全国で集計中

『**今年の回答**』

*2010年7月1日から2010年12月末日までの新規入国者数

1号イ(企業単独型)2282名

1号ロ(団体監視型)23720名

*2011年

1号イ(企業単独型)5178名

1号ロ(団体監視型)60847名

*2009年研修生として来日した同時期との比較

2009年7月1日～12月末日 38673名 2010年7月1日～12月末日 32219名

減少数 6454名(減少率 16.7%)

*2009年1月1日～12月末日 80,480名 2011年1月1日～12月末日 66,025名

減少数 14455名(減少率 18%)

(2011年の数字は速報値)

- ② 2010年、2011年中の受け入れ団体で不正行為の認定を受けた件数は全国でいくつありましたか。その内訳である企業単独型、団体監視型の第一次受入機関、第二次受入機関別の不正行為認定の件数を教えてください。

『**昨年の回答**』 2010年集計中

『**今年の回答**』

*2010年総計 163件

企業単独型 3件

団体監視型の第一次受入機関 17件

団体監視型の第二次受入機関 143件

*2011年は集計中

- ③ 送り出し機関で、技能実習生やその親族などから違約金を取る契約する等の不正行為を行っている送り出し機関が、新制度の下でも私達の調査では後はたちません。不正行為を理由に送り出し機関の申請を不許可とした件数、および、このような送り出し機関の不正行為を取り締まる対策についてご説明ください。

『昨年の回答』

違約金を取る契約をしていたことを理由とする不許可件数は集計していません。在留資格認定証明書交付申請時に違約金の契約があることが判明した場合には、申請自身について不許可とするとともに改善を促すこととなります。また、個別事案に関する回答は差し控えますが、一般的には送り出し機関に不正または、その疑いがあれば、事案に応じて可能な限り調査を実施し、その結果に応じた対応を取ることとなります。

『今年の回答』

違約金を取る契約をしていたことを理由とする不許可件数は集計していない。

一般的に、違約金徴収にかかる契約を締結している疑いがあれば、事案に応じて事実の調査を行い、その結果に応じた対応を取ることになる。

8、改正DV防止法の施行に伴う入管の対応について

- ① 入国管理局におけるDV事案の認知件数について、2008年7月以降より法務省として統計を公表するようになりました。(総数 26 件、期間更新等 15 件、退去強制手続き 8件、相談のみ3件) 2011年中の福岡入管管内で、DV事案の認知件数の総数とその内訳(期間更新等、退去強制手続、相談のみ)を教えてください。

『昨年の回答』

*2009年8件(フィリピン5件 中国3件 内容、期間更新5件 相談3件)

*2010年6件(フィリピン4件 中国1件 ルーマニア1)

『今年の回答』

*2011年6件(フィリピン4件 中国1件 ベトナム1件 いずれも期間更新等)

9、北朝鮮から大量の難民が流入する可能性についての対策について

新聞報道(2011年12月25日共同通信配信)によると、「政府は、不測の事態に備えて、北朝鮮から大量の難民の流入を想定した対策の検討に入った」「政府は、すでに新潟、石川、福岡各県などで一時保護のための数カ所の公共施設を選定済み」と報道されているが、福岡県内に選定されている一時保護のための公共施設とは、具体的にどこに何カ所あるのか、施設数とともに施設の名称を明らかにしてください。

『今年の回答』

当局ではそのような情報は入手していない

II、統計数値に関する質問

件数または人数は、特に指定のない限り 2010年(確定値)及び 2011年(概数値)を、それぞれお答え下さい。

1、福岡入管の管内での在留特別許可の運用の現状について

① 在留特別許可が認められた件数

『**昨年の回答**』 2010年 143件(概数)

『**今年の回答**』

*2010年 143件(確定値)

*2011年 172件(概数値)

② 福岡入管で収容中に 60 日以内で在留特別許可が認められた件数

『**昨年の回答**』 2010年 1件(概数)

『**今年の回答**』

*2010年 1件(確定値)

*2011年 3件(概数値)

③ 1年以上の懲役または禁固刑の有罪判決(執行猶予付き判決も含む)を受けるなど上陸拒否事由者に該当するケースで、退去強制されずに在留特別許可が認められた件数

『**昨年の回答**』 2010年 9件

『**今年の回答**』

*2010年 9件(確定値)

*2011年 9件(概数値)

2、福岡入管内での上陸特別許可の運用の現状について

① 上陸特別許可の件数を明らかにしてください。

『**昨年の回答**』 2010年 34件

『**今年の回答**』 2011年 225件(概数値)

② 退去強制された外国人で上陸特別許可が認められた者のうち事前審査した在留資格認定申請者のうち入管法第5条該当者数を明らかにして下さい。入管法第5条該当者で上陸許可された数は何人ですか。

『**昨年の回答**』 2010年5件

『**今年の回答**』 2011年 2件(概数値)

3、福岡入管内上陸拒否者

福岡入管管内の空港や港で、来日しながらも上陸拒否された外国人は何人かを教えて下さい。

『**昨年の回答**』 2010年 218件(概数)

『**今年の回答**』 2011年 225件(概数値)

4、福岡入管の退去強制処分について

① 福岡入国管理局管内で退去強制された者の総数及び内訳などについてお尋ねします。

2010年の確定値、2011年概数値をお答えください。

『昨年の回答』

- * 退去強制者の総数（2010年概数値） 355名
- * 不法残留者 252名
- * 不法入国者 57名
- * 不法上陸者 5名
- * 資格外活動 15名
- * 刑罰法令違反者 26名

『今年の回答』

- * 退去強制者の総数（2011年概数値） 312件※合計については後日連絡がある
- * 不法残留者 239名
- * 不法入国者 23名
- * 不法上陸者 4名
- * 資格外活動 14名
- * 刑罰法令違反者等 31名

② 入管法違反の受理件数のうち本人の自主申告者数は何人ですか。

『昨年の回答』 2010年 81名

『今年の回答』 2011年 142名

③ 退去強制者のうち福岡入管より警察・検察に告発した人数と、告発理由別内訳数

『昨年の回答』 2010年 8名 不法入国 5名 偽装滞在者 3名

『今年の回答』 2011年 0名

5、福岡入管内の収容施設

① 福岡入国管理局の収容定員、平均収容期間、最長収容期間について教えてください。

『昨年の回答』 2010年 平均収容期間 4.17日 最長収容期間 30日

『今年の回答』 収容定員 36名 2011年平均収容期間 3.12日 最長収容期間 32日

② 福岡入管の収容施設内での被収容者の自殺未遂(自傷行為)を引き起した件数は、どのくらいありましたか。

『昨年の回答』 2010年 1名

『今年の回答』 2011年 0名

6、福岡入管の職員体制について

① 2011年度福岡入管職員の総定員、警備部門、在留審査部門、審判部門の大まかな定員数を教えてください。また、2011年度は前年度に比べてどの分野にどのぐらい増員がなされましたか。

『昨年の回答』 2010年度 定員 240名

- * 福岡本局 77名 内訳、警備 39名 在留審査部と審判部門 26名、その他 12名

* 2010 年度の人員は前年度と比べて 4 名減員

『今年の回答』 2011 年総定員 253 名

* 福岡本局 80 名 内訳、入国審査部門と審判部門 32 名 警備部門 36 名 その他 12 名

* 2011 年度の人員は、前年度と比べて 13 名増員

② 2011 年福岡入管職員の一人当たりの月平均残業時間はどれぐらいになっていますか。

『昨年の回答』 2010 年度 平均 19 時間

『今年の回答』 2011 年度 平均 18 時間程度

7、2010 年及び 2011 年研修生及び技能実習生について

① 2010 年と 2011 年中の九州内の研修生の総数と各県別の数、及び技能実習生(1 号イ、
口 2 号イ、口の総数)の総数と各県別の数

『昨年の回答』

* 2009 年 12 月末 5131 名 (研修生・技能実習生の総数)

各県別 ・福岡県 1259 名 ・佐賀県 488 名 ・長崎県 639 名 ・熊本県 917 名

・大分県 604 名 ・宮崎県 569 名 ・鹿児島県 584 名 ・沖縄県 71 名

『今年の回答』

* 2010 年 12 月末現在における九州 8 県の研修生 420 名

(福岡県 149 名、佐賀県 34 名、長崎県 71 名、熊本県 55 名、大分県 34 名、
宮崎県 37 名、鹿児島県 25 名、沖縄県 15 名)

* 2010 年 12 月末現在における九州 8 県の技能実習生 7778 名

(福岡県 1835 名、佐賀県 703 名、長崎県 1005 名、熊本県 1403 名、大分県 955
名、宮崎県 917 名、鹿児島県 878 名、沖縄県 82 名)

* 2011 年 12 月末現在における全国の研修生 3388 名

* 2011 年 12 月末現在における全国の技能実習生(1 号イおよび口、2 号イおよび口)
141994 名

なお、2011 年の数値は速報値であり、詳細の外国人登録者数については現在集計中

② 九州内の研修生及び技能実習生で 2010 年と 2011 年に失踪、逃亡した者の数、研修や
技能実習中に死亡した者の数、研修途中や技能実習中に帰国した者の数を教えて下さ
い。

『昨年の回答』

2009 年 失踪 79 名 死亡 2 名 途中帰国 774 名

『今年の回答』

福岡局に管理団体等から報告のあった件数(外数値)

* 2010 年 失踪 41 名 死亡 1 名 途中帰国 511 名

* 2011 年 失踪 59 名 死亡 0 名 途中帰国 567 名

Ⅲ、改定入管法に関する質問

2012年7月9日に改定入管法が施行されますが、この入管法の施行に関して私たちは多くの疑問を持っていますので、以下の質問をしますのでお答え下さい。

- 1、改定入管法の完全施行に備えて、2012年度の福岡入管の人員の増員総数の見込み、及び部門別増員数の見込みを教えてください。

『今年の回答』 在留カードの交付等の業務のため1名増となる見込み

- 2、2012年7月9日の施行前に、中長期在留者等外国籍住民への在留カードなど新制度への周知徹底を図る必要があるとおもいますが、そのための広報は、どのような方法でおこなうことになっていきますか。

『今年の回答』

- ①入管局ホームページへの掲載
 - ②当局の総合インフォメーションセンターにおける資料の配布等
 - ③各関係機関へのリーフレットおよびポスターの配布
 - ④各関係機関への当局職員派遣による説明会の開催
- 3、新制度では住所の届出は市町村ですが、それ以外の各種届出は入国管理局となっています。この場合、本庁以外の支局、出張所でも届出ができますか。また、届出で郵送によるものが可能なものがあれば教えてください。

『今年の回答』

新制度において地方入国管理局へ届けていただくものとしては、在留カードの住居地以外の記載事項変更の届け出(入管法19条の10)、中長期在留者による所属機関等に関する届け出(入管法19条の16)、所属機関による届け出(入管法19条の17)がありますが、いずれも住居地を管轄する地方入国管理局の支局・出張所へ出頭して届け出をすることができます。またこのうち中長期在留者による所属機関等に関する届け出と、所属機関による届け出には、東京入国管理局に届け出事項を記載した文書を郵送して届け出いただくことが可能です。なお具体的な郵送方法等については、追って入国管理局ホームページ等でご案内する予定です。

- 4、新制度では、利便性の向上として在留期間の最長期間が3年から5年などに伸長されることが強調されていますが、これまで3年の在留期間を得ていた者は、新制度下に在留期間の更新では、その大半が5年の在留期間になるという理解でよいのですか。

また、一方で、活動に対する在留資格(別表第1)では3カ月が、身分や地位に対する在留資格(別表第2)では、6カ月という最短期間の在留資格が新たに設けられます。これらの最短の在留期間はどのような場合に認められることになりますか。

『今年の回答』

- 5年を含めた在留期間の決定については、それぞれの在留資格に応じた運用を本省において検討中と承知しています。また最短期間の在留期間については、短期間経営指導等を行う

ため、投資経営等の在留資格で入国する方や短期間大学において教育活動を行うため教授の在留資格で入国する方など、当初から3か月未満の滞在予定である方も少なくなく、そのような外国人まで住居地等の届け出義務を課すことは、当該外国人本人にとって、過度な負担になることから、中長期在留者とはならない3月の在留期間を新設し、また日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の在留資格を有する外国人については、許可後に安定的な在留活動を行っているか、比較的短期間のうちに確認すべき場合があることから、6月の在留期間を新設したと承知しています。

5、新制度で、市町村が作成する外国人住民の住民基本台帳の届出情報のうち、入管へ通知される項目を教えてください。また、それらの外国人住民の個人情報の保護と管理はどのように行われていくのですか。

『今年のお返事』

市区町村から法務大臣に外国人住民にかかる住民地情報等について通知しなければならない場面は、①中長期在留者や特別永住者から住居地にかかる届け出があった場合（入管法第19条の7、第19条の8および19条の9、入管特例法第10条、改正法附則第17条、第18条、第30条および第31条）②市町村において住民票の記載、消除または記載の修正をした場合（入管法第61条の8の2）③特別永住者証明書を交付した場合（入管特例法第7条、第11条、第12条、第13条および第14条）である。またその際の通知事項は次のとおりである。

上記①の場合は、個人を特定する情報：氏名、生年月日、性別、国籍、地域、在留カード番号、または特別永住者証明書番号▽住居地の移動に関する情報：届け出の年月日、届出事由、住居地を定めた年月日または新居住地へ移転した年月日、届出た住居地情報（住居地を変更した場合には、届け出直前と旧住居地情報もあわせて通知される）である。（入管法施行令第2条入管特例法施行令第3条、入管法および入管特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令第18条および第25条）

上記②の場合も、基本的には上記①の個人を特定する情報のほか、中長期在留者、特別永住者、一次庇護許可者、仮滞在許可者または経過滞在者の別や、それぞれの事由に応じた事項（住民票の記載、消除または記載の修正の別等）を通知することとされている。（入管法施行令第6条）

上記③の場合は、特別永住者証明書の交付事実、交付年月日および特別永住者証明書番号である（入管特例法施行令第2条）

これら市区町村の長を経由して法務大臣に届け出ていただいた住居地情報等については、双方で共有することとなりますが、届け出ていただいた情報につきましては当然のことながら行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき他の個人情報と同様適正に管理します。

6、これまで外国人登録法の規定する届出義務違反に対しての刑事罰の適用は、市町村が

告発してきましたが、新制度では各種届出義務違反に対する刑罰の適用は、住所を除いて入管による告発になるという理解でよいのですか。また、住所の遅延届出など各種届出義務違反の告発はどのような運用基準でおこなわれることになるのかですか。

『今年のお答』

個別の事情を精査した上で対応することになります。

7、日本人配偶者等、配偶者として在留する外国人には、入管へ離婚や死別の場合の14日以内に届出が義務付けられています。届出た場合に、その配偶者としての在留資格は、取消し制度が適用され取り消されるまで有効となるのですか。離婚や死別の届出後の配偶者の在留資格の取り扱いについてご説明ください。

『今年のお答』

日本人との婚姻を理由に日本人の配偶者等の在留資格を有する外国人が、日本人と離別や死別をしたことを届け出た場合、当該届け出と同時に在留資格変更許可申請を行わなければならないわけではありませんが、正当な理由がなく配偶者としての活動を継続して6か月以上行わずに在留していると、在留資格取り消しの対象となりますので、引き続き本邦への在留を希望されるときにはできるだけ早期に適切な在留資格への変更手続きをしていただくことになります。

8、婚姻継続中で、別居中の外国人配偶者などには「配偶者としての身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行っていない」と入管から見なされた場合に在留資格が取り消されることとなりますが、配偶者としての活動とは同居以外にどのような活動を意味しますか。また6か月以上の期間の計算はどのような基準でおこなうのですか。

『今年のお答』

配偶者の身分を有する者としての活動を行うとは、現に法律上の婚姻関係が成立していて、かつ同居し互いに協力し、扶助しあって社会通念上夫婦の共同生活を営むという婚姻の実態を伴っている場合をいい、当該活動を6か月以上行っていないかについては、個別事案ごとに事実確認を行ったうえで対応することになります。

9、配偶者として在留する外国人への在留資格取り消しの規定(法第22条の4の①の7)は、但し書きで、「当該活動を行わないで在留していることにつき、正当な理由のある場合を除く」と規定されています。この「正当な理由のある場合」に該当する場合を具体的に説明してください。

『今年のお答』

たとえば子の親権をめぐる調停中の場合や日本人の配偶者が有責であることを争って離婚訴訟中の場合であることが考えられます。

10、住所の届出義務の遅延は、日本国籍の住民でも相当数が存在すると思われませんが、罰則は5万円以下の過料のみです。一方、外国籍住民に対する住居の届出義務の遅延等には、罰則として過料だけでなく、刑事罰が科されています。外国籍住民の住居の届出義務

違反に対して、どのような運用基準で、刑事罰の適用を行っていくことになりますか。

『今年の回答』

個別の事情を精査した上で対応することになります。

- 11、法第 22 条ノ4の①の8及び①の9の規定には、但し書きとして、「届け出をしないことに正当な理由がある場合を除く」と規定されていますが、住居地の届出をしないことに正当な理由が認められる場合とは、具体的には、どのような場合が該当しますか、

『今年の回答』

務めていた会社が急に倒産して住居を失った場合や、長期にわたり入院したため居住地の変更を届け出ることができなかった場合などのほか DV 被害者が加害者に所在を知られないようにするため住居地の変更を届け出なかった場合などが考えられます。

- 12、永住者については、施行から3年以内に外国人登録証から在留カードへの切替えが求められています。在留期間がなく再入国手続きのため以外特に入管へ来ることもない永住者を対象に入管から切り替え通知の案内を郵送することは考えていませんか。

『今年の回答』

永住者の方については在留カードへの切り替えに関して積極的に広報活動を行う予定であり、その状況等を踏まえつつ検討を行うと承知しています。

- 13、永住許可への申請は、これまで日本人配偶者等の在留資格を持つ外国人配偶者が、日本人等との婚姻期間3年以上で、最長の在留期間(現在3年)があれば申請が可能となっていますが、7月9日以降、在留期間の最長期間が5年となった場合、婚姻期間3年以上で現在3年の在留期間をもつ日本人等の配偶者は、従来通り3年の在留期間のままで、永住権の申請を行うことができますか。それとも5年の在留期間を持つものしか申請できなくなりますか。

『今年の回答』

永住許可に関するガイドラインについて、見直しの要否も含めて検討中と承知しています。

- 14、住所の変更届出義務に 90 日以上遅延した場合等にも、永住者に対しても在留資格の取消しの規定(法22条の①の9)が適用されますが、永住者の在留資格が取り消された場合には、他の在留資格に該当すれば変更することはできますか。また、法第 22 条の5(在留資格手続きにおける配慮)の規定のような他の在留資格変更への配慮はなされないのですか。

『今年の回答』

法第 22 条の 5 の規定は 22 条の 4 第 1 項第 9 号の取り消し事由には適用されません。なお一般論で申し上げれば、取り消し事由に該当する場合でも在留資格を取り消さないと判断される場合はあり得ます。在留資格が取り消された後には在留資格は無くなり、在留資格の変更手続きそのものができなくなります。

- 15、仮放免許可者については、在留カードも外国人住民票も発行されないことになっています

が、在留資格がない場合にも認められている公的サービスを受ける場合に必要とされる氏名や住所の公的証明について、法務省入国管理局としてどのような配慮をしていくつもりですか。

『今年のお返』

外国人に対する行政サービスの提供については、各制度の趣旨に基づきその手続きや必要書類が定められており、原則として行政サービスの手続き等の場面でどのような書類を求めるかは行政サービスを行う各機関において判断されるものです。現在受けられる行政サービスの範囲は新しい在留管理制度の導入後も変わらないものと承知しています。なお入管局としては、改正入管法附則第 60 条第 1 項の趣旨を踏まえ、被仮放免者の情報を市区町村に通報する予定としています。

16、留学生の在留資格は、在留期間が1年、1年 3 月、2年、2年3月から、3月、3年、3年3月、4年、4年3月が新たに設けられ多様化します。これらの在留期間は、留学生のどのような基準で付与されるのですか。

例えば、4 年制大学に入学した留学生は、原則として4年、あるいは4年 3 月の在留期間の在留資格が付与されるという理解でよいですか。それとも入学した 4 年制大学の評価により1年、あるいは2年間の在留期間しか付与されない場合もあり得るのですか。

『今年のお返』

新しい在留管理制度における在留期間の具体的な決定方法については、現在本省において検討中と承知しています。いずれにしても在留期間は個別に決定されることになります。

.....

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州 第14回総会資料

1、2011 年度 活動報告

移住(労働)者やその家族の生活環境が定住化に変化していますが、彼ら/彼女らの状況の変化にともなって活動内容は数年来変化してきていて、活動の裾野が広がることも求められています。移住労働者と共に生きるネットワーク・九州(以下、ネットワーク九州)では 2011 年度も引き続いて様々な活動を行ってきました。2011 年度に活動した内容は次のとおりです。

ア、事務局会議

毎月 1 回の事務局会議を美野島司牧センターで行いました。毎回6人から8人程度

の参加者でした。

イ、総会

2011 年5月 12 日〔水曜日〕に、活動報告・活動方針・会計報告と予算案等の検討を行い、6回目となる「かたらんね、しゃべらんねー外国籍住民の集い」を、昨年からカトリック大名町教会4階会議室で、5月14日(土曜日)に実施し、60 名を超える参加がありました。

ウ、ニューズレターの発行

2011 年度中に3回発行することができました。(第 40 号 2011 年 7 月 30 日 第 41

号 2011 年 11 月 26 日 第 41 号 2012 年 4 月 12 日)

エ、第 8 回大村入国管理センターの施設 見学と意見交換会

2011 年 11 月 28 日 ネットワーク九州と大村入国管理センターとの 8 回目の意見交換が長崎県大村市の大村入国管理センターで行われ、ネットワーク九州から 16 名が参加しました。

オ、福岡入管との意見交換会

福岡入国管理局と 14 回目の意見交を、2012 年 3 月 7 日(火)に実施しました。実務担当者の出席が引き続きあり、福岡入管から在留審査部門、警備部門、審判部門の統括審査官各 1 名の 3 名が出席し、総務課の調整官 1 名の計 4 名が出席しました。また、ネットワーク九州から、熊本、福岡、北九州

より 13 名が参加しました。

カ、全国ネットワークとの連携活動

・全国運営会議に年 2 回参加しました。
・2011 年 6 月 18 日—19 日「移住労働者と連帯する全国フォーラム・東海 2011」が愛知県の名古屋市で開かれ、ネットワーク九州関係者も参加しました。

キ、講演会など企画

2011 年 12 月 17 日(土曜日)カトリック大名町教会で「改定入管難民認定法の施行と外国籍住民への影響」(講師 中島 真一郎)を開催し、35 名が参加しました。

ク、政策提言やその具体化についての取組みは 2011 年度は行いませんでした。

2012 年度 役員分担

① 共同代表

- 岩本 光弘(北九州)
- 井上 幸雄
(アジアに生きる会・ふくおか)
- コース・マルセル
(美野島司牧センター・福岡)
- 中島 真一郎
(コムスタカー外国人と共に生きる会・熊本)

② 事務局

- 安倍 妙子
 - 川野 紀子
 - 日吉 国幸
 - 竹内 正宣
- ③ 会計：日吉 国幸
④ 会計監査：高尾 淳子
⑤ 全国ネットワーク担当：岩本 光弘

3、2012 年度の活動方針

(1) 2012 年度の活動目標

ア、事務局会議

原則として毎月 1 回の事務局会議を行い、ネットワーク九州の活動を検討します。

イ、総会の開催

年 1 回の総会を行います。

活動報告や活動方針案や決算や予算の検討などについては 2011 年 5 月 23 日(水曜日)午後 7 時から美野島司牧センターで

行いました。また、外国籍住民を主体とした集い「第7回かたらんね、しゃべらんね」は、2012年6月3日(日曜日)午後1時30分から午後5時まで、福岡市藤崎のももちパレス視聴覚室で実施します。

ウ、ニューズレターの発行

年間3回程度の発行を目標とします。

エ、移住労働者と連帯する全国ネットワークとの連携活動

全国ネットワークの運営委員の派遣、第9回移住労働者と連帯する全国ワークショップ・新潟(2012年6月23日-24日 新潟県新潟市 新潟国際情報大学中央キャンパス)への参加や中央省庁交渉など今後も続けていきます。

オ、大村入国管理センターとの意見交換会と面会活動

2012年11月下旬頃に9回目の大村入国管理センターとの意見交換会を行うことにします。また、毎月収容者に面会し、収容者の健康や仮放免などの相談に応じていきます。

カ、福岡入国管理局との意見交換会

1998年度よりこれまで過去14回行われてきましたが、15回目の意見交換会は2013年2月末か3月初旬ごろに、実務担当者の出席による定期的な意見交換会を行うことにします。

キ、学習会あるいは講演会等

昨年度は2011年12月17日 改定入管難民法の施行問題で公開学習会を開きましたが、今年度も、学習会などの企画の実

(2) 今後の検討課題

・ネットワーク九州の財政基盤の強化が必要です。団体会員、個人会員、賛助会員の増

現をめざします。

ク、ネットワーク九州の広報活動

2006年度からスタートさせたネットワーク九州のホームページについては2008年途中から更新していない状態となっていました。2011年度より新たな担当者を決めました。2012年より充実したホームページとなるように、また、様々な媒体を使って広報活動の充実をはかります。

ケ、政策提言の具体化へむけた行政への働きかけへ

政策提言の個別的な具体化を実現するため、行政への働きかけを福岡県内と熊本県内で行ってきました。今後も引き続き、政策提言を行政に行い、政策を具体化させる働きかけを強化していきます。

コ、NGOや関係団体との連携を強化します。

九州内で、新たに結成された移住労働者問題に取り組むNGOとの関係を強化すると共に、移住労働者とその家族や外国籍住民と接点を持ち活動している関係団体(NGO、労組、教育関係、行政)との協力や連携を深めていきます。

サ 移住労働者とその家族の自立や組織化の進展をめざします。

九州内の各地のフィリピン人コミュニティなどで、自助組織の結成や組織化の動きが見られます。これらの団体と連携しながら、移住労働者とその家族自身の自立や組織化が進展することを目指して活動していきます。

加を図り赤字財政から黒字財政に転換することを目指します。

・九州内で連携できていない地域のNGOや

個人との交流や連携を目指します。

2011 年度会計報告

収 入

項 目	予 算	収 入	備 考
会 費	388,000	227,000	団体会員 10,000 円×7
			個人会員 5,000 円×18
			賛助団体 5,000 円×2
			賛助個人 3,000 円×10
カンパ	50,000	13,000	3件
雑収入	10,000	29,644	総会での茶話会とカンパ 6,600 円
			改定入管法 Q&A より 5,000 円
			学習会参加費 18,000 円
小 計	448,000	269,644	
前年度繰越金	458,000	402,582	
合 計	851,000	672,226	

支 出

項 目	予 算	収 入	備 考
印刷費	8,000	2,270	
事務用品	2,000	2,550	
事務所費	66,000	66,000	
通信費	2,000	2,000	
旅費	140,000	104,400	全国ネット(2回) 事務局旅費補助
イベント費	30,000	58,229	総会・学習会会場費 講師謝礼等
レター発行費	105,000	118,468	4/16 39号 7/30 40号 11/2741号
会議費	2,000	0	
調査・活動費	10,000	0	
HP 管理費	70,000	100,000	作成費7万円 改善費3万円
予備費	10,000	10,000	全国フォーラム協賛金 名古屋
小 計	445,000	463,917	
次期繰越金	406,000	208,309	
合 計	851,000	672,226	

2012 年度予算

収 入

項 目	前年実績	予算	備 考
会 費	227,000	363,000	団体会員 10,000 円 × 10
			個人会員 5,000 円 × 26
			賛助団体 5,000 円 × 5
			賛助個人 3,000 円 × 35
カンパ	13,000	45,000	
雑収入	29,644	50,000	
小 計	269,644	458,000	
前年度繰越金	402,582	209,000	
合 計	672,226	667,000	

支 出

項 目	前年実績	収入	備 考
印刷費	2,270	4,000	
事務用品	2,550	3,000	
事務所費	66,000	66,000	
通信費	2,000	3,000	
旅費	104,400	150,000	
イベント費	58,229	60,000	
レター発行費	118,468	120,000	
会議費	0	0	
調査・活動費	0	0	
HP 管理費	100,000	30,000	
予備費	10,000	10,000	
小 計	463,917	446,000	
次期繰越金	208,309	211,000	
合 計	672,226	657,000	

※ 2012 年5月4日 上記のとおり報告します。 会計担当 日吉 国幸

※ 2012 年5月12日 2011 年度会計について会計監査を行ったところ、適正に処理されていたことを報告します。 会計監査 高尾 淳子

「かたらんね、しゃべらんね」の報告

今年の総会は、前半は外国人の人たちの「かたらんね、しゃべらんね」を準備して六人の人に話をさせていただきました。そのうちの一部を報告します。

■Aさん(中国)

会社では仕事を最後までやられるのは自分でした。日本人が休憩していても、最後までさせられる、そういうことがありました。話がまとまってくれなくてすみませんが、プライベートなことは話しくなくて、これ以上のことは話したくありません。

Q: 仕事や子どものこと、生活全般のことで、相談できる人はいましたか？

相談する相手はいなかった。以前は仕事をしていたが、最近この数年は仕事が見つからずずっと探しているところなんです。

Q: どういうところを通して？

友だちからの紹介とか、ハローワークとかに行っています。

Q: ハローワークの窓口の対応はいかがですか？

対応はまあまあだった。この前は、ハローワークの紹介で上海での通訳を紹介されたが、自転車を作る工場で日本に輸入して売ると聞いていたが、はっきり内容がわからず、偽物を持ってきて本物として売ると感じた。面接の時、面接官は「自分の息子が警察官だからうそはつかない」と言ったが、危ない気がしたのでやめた。そういう風に仕事探しがうまくいかなかったことがあった。仕事探すには壁にぶつかって、まだ見つからない状態。

■Bさん(フィリピン)

こんにちは、熊本から来ました。日本に来て 13 年だけど、日本語はまだ駄目です。友だちに原稿を書いて翻訳してもらいました。13 年間日本人の妻として日本で暮らし、優しい夫と元気な 2 人の子どもに巡りあいました。しかし、よいことばかりではなく、辛いこともたくさんありました。

いろんな心配事や主人の仕事で浮気の疑いが出たことでパニック障害になりました。3 年前のことです。とてもつらくて、自殺を考えたことがあります。でも私がいなくなったら 2 人の子どもたちはどうなるのかと思いました。

ある日娘が、もしお母さんが死んだら、私もお母さんと死ぬと言いました。そういったのが今でも忘れられません。それがきっかけで、辛いことがあってもそれを乗り越える力をもらい、パニックを起こすこともほとんどなくなりました。

愛する子どものためにも命を大切に、一生懸命生きていけば良いこともあるといまはそう思います。

■Cさん(中国)

みなさんこんにちは。中国の西安の出身です。日本に来て早くも22年になりました。22年経ちましたが、初めて日本に来た時の出来事は昨日のように覚えています。当時は若いですから、怖がらずに飛び込んできたのですが、飛行機を降りた途端に言葉が通じず、こんなに不自由なのかと思いました。言葉の壁と生活習慣、文化の違いで、本当にいろんなことがドラマのように起きました。今日はその話をしてみたいと思います。

中国は自転車大国です。私も乗っていましたが、日本に来て乗れなくなりました。なぜなら、日本は道が狭いですね。大型トラックが走れば道路いっぱいです。歩道は細いし、どちらを走ればいいのか分からず、最初は乗れませんでした。

生活習慣で言うと、6月に鹿児島に来たのですがちょうど梅雨の時期で、私の出身は西安ですから内陸で梅雨がないんです。気温が暑くてびっくりして、毎日サウナに入っているような感じで、この天気いつ終わるのかという感じでした。

息子が2歳の時に連れて来たのですが、20年くらい前は、中国では2歳くらいの子どもは夏暑い時は服は着ないのです。そのまま裸のまま走りまわっていたんです。それで私も、あまり暑いから子どもが汗をかかないようにと公園へ行ったら、日本の子どもたちが、お猿のような格好をしてみせて、今聞くと多分「お尻ペンペン」とか言っているんでしょうけど、当時は言葉わからないですから、これはいけないんだと思って、ズボンとTシャツを着てもう一度外に出たら、またみんな何か言っているんですよ。良く見たら中国の子どものズボンは、トイレに行きやすいようお尻が割れているんですよ。そういう作り方なんです。

私は日本に来るために、新しいいい服を買って来たんですけども、ほとんどお尻が割れてる。それを見てみんなが笑うからどうしようかなと思っていたら、夜になって、団地の奥さんが何枚か自分の子どもの服を持って来てくれて、言葉は通じなかったですけど、多分どうぞ、という意味だろうと思って。いま考えれば、子どもに当時はあんなに恥ずかしい恰好をさせていたなど申し訳なかったんですけど。やっぱり生活習慣というのは、私が日本に来る前は、2歳くらいの子どもは世界中この恰好をしていると違和感がなかったんです。こんなに違うのかと勉強になりました。

来てからは早く日本語を勉強しなければ、と必死でした。日本の挨拶は素晴らしいですね。中国にもありますが、日本は知らない人にも挨拶して、その一言でいい感じになります。中国は挨拶でなく、会った時はその当時の行動を言うんです。今からお仕事ですか？とか。反対に里帰りした時、私が日本の方に慣れていて違和感があつたりします。

日本に何年か住んで子どもが5～6年生になったころ、留学生が住んでいるところのパーティに呼ばれて行きました。日本でだんだん落ち着いていたころで、子どもは慣れるのはもっと早いからです、日本人みたいに落ち着いてました。日本人はきちんとしますね。日本人は今日はパーティをする、お箸は何本揃える、と決めます。中国人は、私がこう言ったら怒るでしょうが、あまり決めない。だから、呼ばれて行っても椅子もなく立ってました。そして料理を食べ始めたら、中国の子どもたちは行動が早くて、皿を取ってぱっぱっぱものを取ってゆく。私たちは日本人

みたいに礼儀良く、みんなを待っている雰囲気だったら、「あなたたち、待ってたらここではないですよ」と言われました。その時、日本で育てた子どものいいところもあるが、このままだと生きる力があるのかなと心配しました。日本は豊かで、食べ物も品物も珍しいものがない。物が道端に落ちてても、私のものじゃないから欲しがらない。中国の人は、食べ物だけでなく、勉強も競争心が高い。いまは国際社会ですから、日本人あまり落ち着くをすると、世界中で、中国や台湾、サムソンも元気ですから。今の日本の子どもは落ち着き過ぎかなと思います。

あと一つ。うちの夫は、留学生として来て、その後就職しましたが、就職初めて1週間くらいしてから、部長に、お前は毎日帰りが早いですねと怒られた、と言いました。仕事は6時までだから6時10分くらいに会社を出ていて、6時前に帰ったわけではないのにです。これは中国人の思いで今は変わっているかもしれませんが、時間通りに仕事に行き時間通りに帰るのは、中国では優秀な社員です。日本の場合は、6時に仕事が終わって6時10分に帰るのは、まわりの社員がびっくりしているんです。1週間経って、本当に我慢できなくなって、怒られているんです。これも文化の違いかなと。日本人は世界一働くとかわかってはいるけれど、そこまでも、というか。20年前はバブルの時代で、まだ残業代は出た時代でした。主人の考えでいうと、仕事内で仕事を終わらせると残業代を貰わない、これは会社にとっていいこと。でも日本の考え方は全く違う。いまは会社も代わって、普通に7時8時まで頑張っています。

私が話すのは些細なことですが、嫌なことも山ほどあります。子どもが同じ団地の友だちと5-6人で遊んでいたら、自分の子どもだけ泣いて帰ってきて、どうしたの言うと、家の中に入れてもらえなかったと。ほかの友だちは良いけど、俺だけはダメだって。その時はやはり辛かったですね。

いまの社会は国際社会ですから、お互いの理解や抱擁が必要だなと思います。最後の一言は、私のいつも心の中にある言葉です。「郷に入れば郷に従え」。外国人も努力しますが、みなさんも理解しあっていい社会を作ればいいなと思っています。

■Dさん(フィリピン)

みなさんこんにちは。私は、東洋の真珠と呼ばれるフィリピンの出身です。フィリピンは温かく、親しみのある人たちのいる美しい国です。私は日本に来る前に少しでも日本語を勉強しました。仕事を持っていたので、忙しく時間がありませんでしたが、日本とその文化についていろいろ勉強しました。日本に来る前に、テレビを見ていろいろ驚きましたが、実際に日本に着てみると、写真やテレビより違うことがわかりました。私には日本の文化は美しくおもしろく見えます。

最初に日本に来たときに感じたのは、ものすごい寒さでした。フィリピンには冬がなく、下がっても19度くらいまでです。ですから、日本の寒さは強烈でした。2週間くらいはヒーターを2つつけて、部屋を暖めて布団の中にもぐりこんでいました。外には出たくありませんでした。でもしばらくすると日本の寒さに慣れていきました。

また日本はとても清潔で安全な場所だと思っています。例えば、街を歩いていみても、家庭

のごみはほとんどみつけることはできません。また家庭のごみは種類によって分類されています。フィリピンはまだそこまでは発達していません。日本は本当に美しい国だと思います。どこにいても日本にはガードマンが居ないのが驚きました。フィリピンにはコンビニでさえ、武装したガードマンがいます。それは当たり前のことです。アメリカでもそうかもしれませんが。

日本はとても便利です。自動販売機がどこにでもあります。野菜さえも売っています。驚きました。初めて卵を売っているのを見て、え、大丈夫ですかと思いましたが、今は何でも自動販売機で売っているので、当たり前のように感じます。反対にフィリピンに帰ったら、不便の国に感じました。でも感じたのは、物価が高いので、もう少し安くなると嬉しいですね。

日本の工業の技術はとても進んでいると思いますが、今後の課題として、自然とともに生きていくのを考えなければならぬと思います。いまどこに行くにしても工事があつちね。山がすごい山になって、ビルばかりになっています。特に糸島では5年10年前は、米畑ばかりでしたが、もう本当に変わりました。今は自然がなくなっている感じがします。もちろん便利はいいですが、ちょっとあそこらへんは崩れているかなと思います。

私は日本でもっと多くのことを学びたいと思っています。日本で9年ですが、まだ経験が薄いので、まだいろいろ勉強したいことがたくさんあります。これまでの日本での経験は一部でしかなく、知らないことももっとたくさんあるからです。でも言葉の壁があるので日本の文化を理解することは難しいことだと思います。

ほかのフィリピン人の経験ですが、日本は便利な国ですが不満なところもあります。日本人と結婚して、やはり文化が違うので理解するのに壁があつちね、例えば、フィリピンと日本人の間には差別があります。さっきの話の通りです。外人の子どもだから仲間に入れない、ということもあります。またつい昨日の話ですが、仕事を探すときにすごい難しいのだそうです。募集を見て喜んで書類を出しても、電話が来るときに募集をした会社は、日本人じゃなくて外人とわかつちね、あなたは日本人ではありませんね、と聞かれ、そうですとつちね、募集は終わりました、と。何度も何回も、いつもそればかりです。差別はどこにでもあつちね、ちょっとチャンスがあれば、私たちにも出来ることあつちね、そのところは日本人も努力しないといけなつちね、と思います。

もう一つのフィリピン人の経験ですが、フィリピンはカトリックが多いですね。日本人とフィリピン人の間の結婚で、みんなはミサや教会に行きたくても、日本人のご主人が、なかなか行かせないんですね。あなたは日本にいるのだから、日本の郷に従つちね、言うことですね、家のことをちゃんときちんとして家庭を守ればいいと。だけどみんなは、毎週日曜日は習慣として教会に行きたいから、すごいストレスになつちね、ケンカの原因になる。それから友だちとワイワイしたいのですが、なかなかご主人がさせたくないんですね。そういう壁が深いとか厚いとか、理解が出来ないとつちね、やっぱり家庭のことなかなか進まないんですね。

私は福岡に住んで9年ですが、フィリピン人会の会長としていろいろあつちね、さまざま、それぞれあつちね、最後の言葉になるのですが、フィリピン人でも日本人でも外人でも、文化の

違いがありますので、お互いを理解をできないと何もできないと思います。フィリピン人だからこそ、日本人だからこそ、私はこうだと、それをちゃんと認めてくださいと言って、お互いのことを理解しあわないといけない。差別をされたのは、習慣が違うという原因があるからで、日本だけでなく違う国でも差別はある。でもお互いに分かち合えば、平和な国、社会になると思います。私は日本語の勉強をがんばろうと思います。文化や習慣を理解するための第一歩としてコミュニケーションになるからです。

だから、日本人と一緒に暮らして、勉強したいと思います。それだけでなく仲良くがんばりたいと思います。

■Eさん(フィリピン)

みなさんこんにちは。毎年のように皆さんの前でお話をしています。

私たち外国人にとって、今度 7 月に入管法が変わって一つ便利なことがあったというのが、例えばフィリピンへ帰る前に、今まではパーミット(再入国許可証)を入管に行ってもらわなくてはいけなかったのが、今後はそれは無しになって便利になりました。例えば突然フィリピンから電話があつて急に帰らなくてはいけない時に、土曜日曜は入管が閉まっていればあと2日間は待つから行かなくてはいけないかったのが、よくなりました。

あと何日か前に私の家に市役所からの住民票の手紙が届きました。私たちは今まで家族の中には書かれてなくて、別に入っていたんですが、主人とか子どもたちの名前と一緒に、あと自分の名前が書いてあつたのを見た時、私も家族のメンバーだというすごくうれしい気持ちでした。これがメリットがあるのかはわかりませんが、私も家庭の同じ一人の妻と言うか、家族の一人と言う感じで嬉しかったと思いました。

ただ、ここへ来る時に車の中で中島さんと話していたのは、私へ届いた手紙には英語が書いてあつたけれど、他のところには多分書いていないと思います。英語で書かれていない地域には、フィリピン人やほかの外国人の方で漢字が読めないとか日本語が読めないとかいう人がどうやってこの手紙を読むんだろうと思います。何でそれぞれ違うのかな、なんで私たちには書いてあるけど、書いてない所もあるのか、何が違うのかなと。みんなに平等に説明があるといいと思います。英語と中国語、ほかの言葉もありますが、日本ではフィリピン人が多いのにどうしてタガログ語がないのかなと思います。タガログがあれば、よかったかなと思っています。これから多分それがいつかまた変わってくるかもしれないけれど、それは私たちの願い事でもあります。

総会報告 (アンケート集計結果)

総会では、参加した方たちにアンケートをお願いしました。回収できた内容を整理して報告させていただきます。

* 性別 女性 14 名 男性 6 名

* 国籍 日本 11 名 外国 9 名(中国、フィリピン、タイ)

*年齢別

20歳代未満 1名 20歳代 2名 30歳代 4名 40歳代 8名
50歳代 2名 60歳代 2名 未記入 1名

設問 1 今回のセミナーをどのようにして知ったか(複数回答)

*インターネット 2名 *チラシ 2名 *知り合いから 15名
*新聞から 1名 *AWCからの案内 1名 *コムスタカの案内 2名

説門 2 個別の感想

- *具体的な話が聞けて大変ためになりました、ありがとう。
- *入管改定のマイナス面は知らなかったので勉強になりました。
- *本質的な学びや情報案内を知ることができた。
- *改定入管法のメリットとデメリットについてよくわかった。外国人の方の実際に感じたお話を聞いて、いろいろな悩みなどを知ることができた。
- *入管法についてなかなか知る機会も少なく、自分で勉強するにも難しそうな問題だったので、よい機会でした。ありがとうございました。
- *移住者の方のお話が聞けて良かったです。新しい入管制度の今後を注視しています。それにしても、いつまでも外国人を疑いの目でばかり見る日本の政策が恥ずかしいです。
- *入管法の改革で、]利便と不便、及び、もっと厳しくなったことを知る事が出来てよかったです。
- *外国人の方の生の声を聞くことができ、問題意識を持つことが出来た。
- *資料とパワーポイントの順番が合っていないところがあって分かりづらかった。
- *改定入管法については、一度詳しく話をききたかった。とても勉強になった。
あとききたいのは、非正規滞在の人々の権利として改正入管法との関係。トラフィッキング被害者や子供などどうなるのか?? また、移住連で署名を web 上でも集めていますけど、web のあの説明ではわかりにくすぎます。
- *改定入管法に関しての説明が、もう少しゆっくり話していただけたらよかったです。(前後の時間配分の関係もあったと思いますが…)
- *外国住民の方の話が直接聞けてよかったです。 在留管理制度の裏に隠れている問題が良く理解できました。
- *とてもいいセミナーでした。

設問 3 今後企画してほしいイベントなどはありますか

- *入管改定法後の課題や問題。
- *会員同士の交流、外国人と日本人の交流などがあるといい。
- *熊本でもこのような催しを将来的にやってほしい。
- *各県ごとでも、このような(今日のような)イベントがあれば良いと思いました。
- *外日(ママ)ではどうなっているかも知りたい。

移住労働者と共に生きるネットワーク九州

1. 私たちがめざすもの

国籍や民族、文化の違いをのりこえて、互いに認め合い共に生きる社会を築きたい

経済や文化の国際化の進展とともに、「人」の国際化も進んできました。現在日本には約200万人の外国籍の人々が暮らしています。しかし日本で働き生活する外国の人々の、人間としての権利は守られているのでしょうか、残念なことに、法制度の面でも私的な関係上でも、意識の上でも様々な差別や不当な処遇が存在しています。日本国憲法は、「自国の利益のみに専念してはならない」と訴え、「全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言しています。私たちは憲法の理念を基礎に、この日本でそして全世界で、異なる文化や民族性を認め合う「共に生きる社会」を実現したいと思います。

2. 私たちの活動

ゆるやかなネットワークのもと、活動の強化と展開を目指し連携協力体制を築きます

このネットワークは、日本で暮らす移住(外国人)労働者やその家族の人権擁護や自立への支援を目的として九州で活動する団体や個人があつまり、1998年5月に発足しました。このネットワークでは、各団体や個人の主体的活動を尊重しあう緩やかなネットワークのもと、相互の情報交換や具体的なケースでの協力、共通する課題への協働行動を行うこととしています。

3. 私たちの訴え

私たちは、様々な国籍の人たちから相談や支援を求められています。その活動を続けていくために、多くの人たちが私たちと共に活動に参加していただくことを願っています。

何か1つでも出来ることがありましたら、どなたでも結構です。ぜひとも私たちの活動に協力や参加していただける方を求めています。お待ちしております。

九州ネットは、共に運動を担ってくださる方(団体会員：年会費 1万円・個人会員：年会費 5千円)と、財政面で運動を支えてくださる方(団体賛助会員：年会費 1口 5千円・個人賛助会員：年会費 3千円)を募っています。お近くの会員か事務局にご連絡ください。

※団体会員名簿

2012年9月12日現在

*アジア女性センター *アジアに生きる会・ふくおか *移住(外国人)労働者問題を考える医療従事者の会 *(株)インターアジア *外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州
*カトリック福岡教区正義と平和協議会 *コムスタカー外国人と共に生きる会 *多文化共生センター・北九州 *バプテスト社会委員会 *美野島司牧センター

※賛助団体

*外国人と手をつなぐ会 *久留米信愛修道院 *ソルト・パヤタス
*日本カトリック難民移住移動者委員会(東京都)

※個人会員 53名(内賛助会員31名)